

臺灣總督府  
臨時情報部

# 報部

三月下旬號

昭和十五年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十五年三月二十一日發行  
（毎月一日、十一日、廿一日）



### 法令解説特輯

☆貯蓄報國運動に就て  
財務局金融課

☆土地工作物管理使用收用令に就て  
内務局地理課

☆工場事業場使用收用令に就て  
殖産局商工課

☆陸運統制令の實施に就て  
鐵道部運輸課

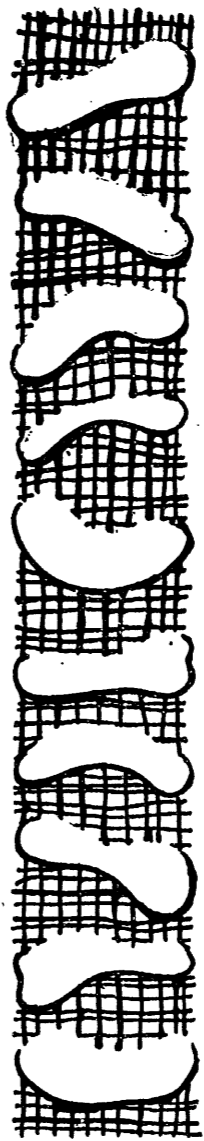
〔第九十二號〕

# 戦時態勢の強化

★貯蓄の實行  
★物資の節約

## 旬 間 日 誌

- 三月十一日(月)  
○臺灣視察廈門女教員團來臺  
石炭統制法案衆議院本會議に上程  
▼佛印海軍當局 大阪商船西貢丸を強制留檢郵便物を押収  
▼ウエルス米國務次官、英首相・外相と會談
- 三月十二日(火)  
▼汪精衛氏、和平救國結實に先立ち宣言文發表  
▼ソ聯・フィンランド和平交渉成立調印終了(モスクワ)
- 三月十三日(水)  
▼滿洲國 皇帝陛下御訪日を御延期の旨宮内省發表  
○陸運統制令公布即日實施(府令)  
△支那新政府を強力支援すべき旨の帝國政府聲明發表
- 三月十四日(木)  
○追加豫算案衆議院本會議可決  
▼蒙古聯合自治政府、防共特殊地帯の使命達成に邁進する旨の當局談發表  
▼バルチック三國外相會議開催(リガ)
- 三月十五日(金)  
▼百三億豫算案衆議院本會議可決、明年度本豫算成立  
▼クレギー英大使、谷次官を訪問、天津現銀問題を中心に會談
- 三月十六日(土)  
▼竹田宮大妃殿下御喪儀 ○砂糖糖蜜等の第三國輸出を統制、カーバイト木炭も許可制に府令改正  
▼帝國政府より支那新中央政府への特派大使、阿部信行大將に内定
- 三月十七日(日)
- 三月十八日(月)  
▼衆議院、税制改正案修正可決
- 三月十九日(火)  
▼西尾支那派遣軍總司令官、軍管理の支那鑛山、工場其他を新政府へ逐次移讓すべき旨の聲明發表  
▼日・亞細亞貿易協成成立につき外務省情報部長談發表
- 三月二十日(水)  
▼敵中央部の統制衰退し 海南島、中山縣、潮汕の肅清戦各方面とも我方に有利なる旨南支軍當局談發表
- 三月二十一日(木)  
▼中央政治會議南京に開催、支那新中央政府の名稱、首都、國旗、成立時期等發表  
▼ダラディエ佛内閣總辭職



## 貯蓄報國運動に就て

財務局 金融課

臺灣では、昭和十四年度に於いて一億圓貯蓄の目的を以て努力し、其の実績が豫定を遙に超過してゐるのでありますが、來るべき十五年度に當つて更に二億圓の目標を以て政府の貯蓄報國の運動に貢献しやうとしてゐるのであります。

それで若干事變と貯蓄といふ問題に關して少しく解説を試みて見たいと思ふのであります。

戦争に當つて各國がどんな經濟政策を採つてゐる

か、それから申上げて見ますと英國が宣戰を布告して數箇月も出でない昨年十一月中旬、早くもロンドン・タイムスの紙上に經濟評論家として名のあるJ・Mケインズが、戰時インフレーションの防止策として強制貯蓄案を提唱して居ります。その要旨は「全般的な強制貯蓄は結局國民である。その貯蓄者のすべてに利益を齎らすものであるから、個人の最低収入を決定し、之を超へるすべての所得の一定割合は、一部分は強制貯蓄として又他の一部分は直接税として國庫に收め、

この割合は所得の増すにつれて遞増せしめる」と云ふのであります。之は多大の反響を掻き起し、國民全體の研究の目的になつてゐるのであります。

獨逸も過去に於いて、惡性インフレの最も苦い經驗をもつてゐる國だけに、開戦と同時に「インフレ防止」が戰時經濟政策の一つとして最先にとり上げられたのであります。こゝでは資源の不足してゐる國だけに、物資の方の側からの統制、殊に衣食住の統制が顯著に行はれたのであります。即ち、衣服に就いては點數制度の衣服切符を設け、男子は洋服上衣は三十二點、シャツキは八點、ズボンは二十點、ワイシャツ二十點、ネクタイ三點、靴下五點。女子はスエター二十五點、スカート二十點、靴下四點、ハンケチ一點と云ふ具合にして、一年間に一人當り合計百點の衣類しか買へない建前になつて居ります。ですから洋服三ツ揃を誂へ、ワイシャツを買入れたら、もう八十點になり、残りは靴下四足しか買へなくなるので、餘程切端つまらなければ洋服は買はないといふこととなります。云はゞ強

制的な節約方法なのであります。食料配給も矢張り戰爭開始と共に切符制度です。之は月により多少相違がありますが、大體一人當りパンは一箇月五、二〇〇グラム、砂糖は一週間二五〇グラム、玉子は月にたつた四箇、牛乳は病人と子供以外には飲めないといふ緊縮ぶりです。

斯ういふ具合に、ヨーロッパの交戦兩國は、開戦後いくらか経たないのに、眞剣に國民が擧つて「惡性インフレ防止」物資需給の調節に就いて秘策をめぐらせてゐるのであります。所が我國になりますと、事變當初は戰爭關係の物資が統制されたのであります。一般生活物資について議せられたのは大分後のことで、最近に至つて漸く「惡性インフレ」の問題、言ひ換へれば物資需給の調節や物價騰貴の問題、銀行券發行高の膨脹等が議會にも取り上げられ、又國民一般の關心の的となつて實行期に入つて來たのであります。之は何も日本人が英獨人に比較して經濟界の將來の見透しに

鈍いとか云ふのでありますまい。之は我國と英獨兩國との国力の相違が然らしめるのでありまして、比較的  
必要物資の豊かな我國は、支那事變が始まつた途端から  
さう心配する程、悪性インフレの危険は少なかつた  
のであります。然し、之も程度の問題でありまして、  
戦争自體がどうしても多少インフレインシヨンの原因に  
なることは争へないのである以上、況して有史以來の  
大戦争をしてゐる日本人としては、國民全體の問題と  
して、悪性インフレ防止に思ひをめぐらさなければな  
らないのであります。

その理由は、戦争が澤山の物と費用を要することは  
常識になつて居ります。兵一人に鐵二噸なければ戦へ  
ないとのことであります。鐵ばかりではありません。  
外に、ニッケル、銅、アンチモニー、タンダステン、  
革、棉花、羊毛など、其他あらゆる衣食住の物資と費  
用もいります。さういふ兵を何十萬と動かすのです。  
そして斯う云ふ大きな経費は何處から出るか、之れを  
賄ふ方法は三つあります。

四

第一は、公債を募集致します。國內で募集するのを  
内債、外國で募集するのを外債と云つて居ります。之  
で政府は金を借りて戦費に致します。

第二は税金であります。皆さんが色々の税を納めて  
居りますが、これを特別に増額し、又は新税が出来て、  
つまり自分達の使ふ分を減らして増税の形で政府にや  
つて、それを戦費に致します。

第三は平素から戦費を溜めて置く方法です。之は昔  
やつた方法で、武田家は甲斐の金山を用意し、上杉謙信  
は佐渡の金山を用意しました。名古屋城の金の鯨鯨、  
あれも城の上にピカ／＼光らせて威勢を張つたもので  
はなく、一朝事ある場合は引き降して戦費にする爲に  
作つたものであると云はれて居ります。併し之等は古  
いやり方で、今時平素から金を寝かせて置く様な不經  
濟なことは行はれません。結局公債に依るか、皆さん  
に増税を願つて金を出して貰ふか、つまり借金による  
か増税によるかの二つしかないのであります。外債を

インフレ」が起るのであります。

先きの歐洲大戰に於いて、通貨の膨脹と物價の暴騰  
及び物資不足に悩まされた英獨兩國は、今回は開戦と  
共にその長期化を見透して、早くも慎重にインフレ對  
策をとつてゐるのであります。

假りに我國が英獨兩國に比べて生活必需品が豊かだ  
あるからと云つて、何時までもインフレの危険なしと  
云つて安閑としては居れないのであります。日本銀行  
兌換券發行高は三十億前後になつてゐます。之を戦争  
前の十一億圓除くと著しい増加であります。之  
につれて物價問題が焦眉の急になり、遂に昨年九・  
一八ストツブ令になつた譯であります。殊に日本は今  
度の戦では一錢も外債を募集致して居りません。否何  
も外國に叩頭して金を借りる必要はない。自分等の戦  
争の費用は自分で賄ふと云ふ決意で増税と内國債の二  
本槍で進んで居るのであります。増税の方は幸ひ本島  
の納税成績は全國的にも優秀で、喜ぶべき状態にある

起して、それで國外から軍需品の調達が出来ればその  
限りに於いては、國內での紙幣と物資の關係は狂はず  
インフレインシヨンの危険はありません。併し、現在の  
様に戦争が世界各國をその當事者に引きずり込む危険  
のあるときは、何れの國と雖も、さう多額の外債を引  
受けることは出来ません。結局交戦國は戦費調達の最  
短距離としまして、増税と内國債の發行に訴へざるを  
得ないのであります。増税と内國債、そして戦争の廣  
さが廣ければ廣い程又その深さが深い程、増税の率と  
内國債發行高は高められます。之が戦時財政の原則と  
申して差支へありません。増税による限り國民の代り  
に政府がその金を使ふのでありますから、「悪性インフ  
レ」の心配はありませんが、問題は國債です。國債の  
發行は紙幣の増發を招來します。中央銀行の引受けに  
より發行された國債は政府の資金撤布と共に、直ちに  
然も一枚残らず民間に消化されれば、インフレインシヨ  
ンは起らないのであります。さうは行かないのであ  
ります即ち、購買力が増加し、物價が騰貴して、「悪性

ので此點では憂ふる所はありません。これで國債が全部國民の手で消化されると云ふことになれば此處に銃後の守りは完璧なのであります。政府は此點に著目し事變開始以來貯蓄奨励、公債消化に努力してゐる譯であります。

ところが最近日銀の手持國債が仲々民間に消化されず、段々増しつゝあると傳へられて居ります。そして反面には、買溜め、賣惜みの行爲が頻々と傳へられ、享樂機關の方面の浪費があり、私達の眼に映じて參ります。この儘にしておいては物價騰貴、物資不足、悪性インフレと困つた状態に入る心配があるのであります。而も事變は長期を豫想されるので、新支那中央政權の成立も間近く、東亞新秩序建設の黎明もほのく、と明けかゝつたとは申せ、支那各地には地方政權化した蔣政權が、未だに蠢動を続ける以上、之を撲滅する迄は正義の矛は收められません。加ふるに最近某國などは、そろ／＼日本は經濟的に困り出したと見て、事毎に皇國の行く道を邪魔する態度に出てるる状態が

看取されるのであります。斯ういふ際に内經濟問題で隙を見せる様なことがあつてはならないのであります。國民として此處で兎の緒を益々緊めてかゝらねばなりません。一層堅忍持久、勤儉節約を行ひ、以て戰爭に必要な物資と資金は調達し得る態勢を整へなければならぬのであります。

政府は明十五年度の貯蓄目標額を略百二十億と定めました。その内譯は公債消化資金約六十億圓、生産力擴充資金約五十億圓、更に滿洲關係事業投資に約十億圓と云ふのであります。然もこの貯蓄額は百二十億に止まることなく、多々益々辨する譯であります。最近の議會では公債消化の鈍化に鑑み、強制保有の道が論議され、又愛國債券や、割増金付預金制度など特別な貯蓄奨励方法等が考へられて居ります。私共は之を、只單に議會の論議として丈に終らせず、私共日常生活の中に採り入れ、天晴れ日本國民として銃後の勤めを完うし度いのであります。

クで賣れて大儲けしたのであります。斯うなると經濟機構は破滅であります。國家の滅亡であります。

本島では本年度は貯蓄目標額一億圓として皆様の協力を求めました所、幸ひ全體としては目標額を遙に突破する優秀な結果を得たのであります。斯う云ふ結果を得られましたのは國民貯蓄組合が有能に活用されたからに相違ありません。然し仔細に各組合を検討致しますと未だに遺憾の所も少くないのでありますから、島民各位に於かれましては一層御盡力願ひたい次第であります。

而して明十五年度の貯蓄目標額は日本全國として百二十億ならば臺灣は幾らに定めたなら適當でありませうか、之については私共も随分頭を痛めたのであります。餘り妙なすぎた國策への協力に於て本島が内地の各府縣に劣る様な事があつては申譯ないと云つて、又多過ぎて此の先の長期戦にすぐ倦む様な事があつてもならない。そこで仔細に慎重に研究しました結果、本

斯う云ふと直覺される事は「貯蓄しなければどうなるか」と云ふことであります。貯蓄しなければ金は使ふより外に道はない。使へば物價は益々高くなる。高くなれば十億で出来た戦争が今度は二十億かゝる事になる。公債發行高もそれにつれて増える。増えた丈公債は日本銀行の倉に溜り逆に銀行券は益々撒布される。又々物價が上る、勞銀は上る。豫算は雪だるま式を云ふ譯で、勢の趣く所悪性インフレであります。もつと極端な御話をすれば、大戦後の獨逸です。獨逸の貨幣はマークであります。マークが底知らずにとん／＼下りました爲、國民は非常に生活の安定を脅かされました。退役軍人や退職官吏の如き恩給や、少々の貯金で暮してゐた人は忽ち乞食の様になつてしまつたのであります。こんな話があります。金さへあればビールを飲んで貯金を一錢もせぬ人が空壇を庭にほうり出してゐた所が、マークが暴落して一兆分の一位になつたのであります。さうなると金の方はいくらあつても足りません。先に庭に抛つて置いた空壇が何億マ

年度の實績に二割餘を加へまして二億と致したのであります。昨年度の目標額の二倍だと申して驚く事はないのであります。實績から判断すれば僅か二割餘の増加なのでございます。全島民各位に於かれましては此の趣旨を體し或ひは銀行預金、郵便貯金を、或は國債購入を、或は火災加入でも良い、夫々實行願ひたいのであります。

皇紀二千六百年の佳節に當り  
天皇陛下には畏くも優渥なる詔書を渙發あらせられまして、臣民翼賛の道を昭示し給ひました。私達は之の聖旨を奉體しまして決意を新にし以て銃後臣民の義務を果したいのであります。  
島民各位に上述の趣旨を察知していただき以て貯蓄の實行に邁進せられたいと存じます。

### 「日本」の正しい読み方

政府が公文をもつて「ニッポン」か「ニホン」かを表示したものはまだありません。文部省の臨時國語調査會（國語審議會の前身）の「國號呼稱統一案」（昭和九年）には、

「ニッポン」又は「ニホン」と呼び來れる國號の稱呼は爾今「ニッポン」に統一すること。但し固有名稱にて「ニホン」と呼ぶ習慣あるものは従前の通り

とあつて、「日本」の局「日本橋」などをあげ、ニッポンに全く統一するといふところまでは決めてあません。また文部省としても國定教科書中に「ニホン」と讀ませるところもあり、唱歌でもやはりさうすることがあります。教科書を檢定する場合には、なるべく「ニッポン」に改めるやうにすゝめてはゐるやうです。

つまり學問的にみた場合には、いづれが正しいとはつきり分つてゐません。しかし、一國の稱呼が區々であるといふのはどう考へてもよくないことと、帝國議會にもこのことはしばしば建議せられ、「我が國號」を稱呼統一ニ關スル建議案も議決されてゐます（本年三月二十五日）。この建議案でも「ニッポン」をよとしてあります。

## 土地工作物管理 使用收用令に就て

内務局地理課

### 一、はしがき

今や世界文化は高度の發展を遂げ、國家間の戦争に際しても最早過去に於けるが如き單なる武力戦ではなく、所謂國家間の總力戦になつたのであります。従つて總ての兵器は勿論戰鬥方法も大いに變り、戦争は概ね長期に互り且其の規模も大となりましたので之に要する物的資源に付ては其の生産、修

### 土地工作物管理 使用收用令施行規則

昭和十五年二月十八日  
附令第二十號

- 第一條 土地工作物管理使用收用令（以下令と稱す）第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
  - 一 當該土地又ハ工作物ノ表示
  - 二 當該行爲ヲ爲スノ必要アル事由
  - 三 當該行爲ノ程度又ハ内容
  - 四 當該行爲ノ時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第二條 當該官吏令第十條ノ規定ニ依リ受領調査ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ヲ除ク外當該土地又ハ工作物ノ所有者又ハ占有者ヲシテ立會ハシムベシ
- 第三條 受領調査ハ之ヲ二通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ占有者各通ニ記名捺印スベシ
- 土地ニ關スル受領調査ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 受領官姓名

のであります。此の場合如何なる物件を如何なる方法を以て其の使用權或は所有權を取得するかと謂ふことを豫め一般國民に理解せしめて置くことを要し、國家總動員上最も必要なこととあり、此の必要に基き制定せられたのが國家總動員法第十三條第三項の規定であります。

而して國家總動員法は國家總動員に關する基本的事項のみ綜合的に規定し、其の他詳細なる規定は命令を以て補充べく委任せられた關係上本令は即ち其の委任命令に基き制定せられ本年二月一日より之を臺灣にも施行せらるることになり、其の實施に必要な府令も本年二月十八日に公布せられたのであります。

## 二、管理、使用又は收用の目的物

- 一 當該土地所有者ノ住所及名
- 二 當該土地ノ所在、地番、地目及甲敷
- 三 同一ノ地番ニ屬スル土地ノ一部ガ使用又ハ收用ノ目的タル場合ニ於テハ其ノ目的タル部分ノ表示
- 四 當該土地ノ現況
- 五 前各號ニ掲グル事項ノ外當該土地ニ關シ臺灣總督又ハ令第二十條ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 六 工作物ニ關スル受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 受領官廳名
- 二 當該工作物所有者ノ住所及名
- 三 當該工作物ノ所在及地番
- 四 當該工作物ノ種類、造作及構造ノ概要並ニ建物ニ在リテハ建坪數及延坪數、其ノ他ノ工作物ニ在リテハ面積又ハ規模
- 五 當該工作物ノ現況
- 六 調書ヲ作成シタル年月日
- 七 前各號ニ掲グル事項ノ外當該工作物ニ關シ臺灣總督又ハ令第二十一條ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ

本令に依り管理、使用又は收用することをを得る目的物は、土地又は家屋其の他の工作物であります。而して其の土地又は家屋其の他の工作物は政府が戰時中は勿論、戰爭若は事變の切迫せる場合及其の終了直後相當期間に於て戰の準備及善後策等の爲、軍需其の他廣く國防上總動員業務に必要であるものでなければなりません。茲に總動員業務と謂ひますのは國家總動員法第三條に規定してあります所の總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務其の他多數の業務が規定してありますが之を謂ふのであります。次に注意を要しますのは次の語であります。

空地である民有地にでも一定の高さ以上の建物を建設させないと謂ふやうな一定の權利の制限をすることでありまして消極的の意味の管理であります。

土地 是れは一般的に謂ふ單なる土地でありまして土地其れ自體が既に一定の施設として看するやうなものに付ては本令の管理、使用又は收用の目的物にならないのであります。

ハ、工作物 是れは主として建物を指すのであります。土地より離れたるものは同様に目的物にならないのであります。

## 三、管理、使用又は收用の手續

- 第四條 喪失ニ於テ必要ト認ムル事項ニ關シ 喪失ノ補償ヲ請求セんとスル者ハ管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ其ノ期間満了シ又ハ之ヲ廢止シタル後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後、各六月以内ニ令第七條第一項前段ノ場合ニ在リテハ其ノ處分アリタル後、令第十九條第一項ノ規定ニ依リ行爲ノ場合ニ在リテハ其ノ終了ノ後各三月以内ニ損失補償請求書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 管理又ハ使用ノ場合ニ於テ其ノ期間一年ヲ超エルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間満了後三月以内ニ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ移轉ニ係ル補償ヲ請求セントスル者ハ當該物件ヲ移轉シタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ但シ命令アリタル後移轉ノ時期前ニ於テ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨グズ
- 第五條 損失補償請求書ニハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載スベシ

土地又は工作物の管理、使用又は收用令書を土地又は工作物の所有者又は占有者に送達せられたる場合は其の土地又は工作物等に付抵當權或は賃借權等の設定があり其れ等の者が解つて居る場合は之等の者に對して管理、使用又は收用令書を送達した旨通知し且軍機保護上支障のない事項である限り及ます。然し其の土地又は工作物の所有者が不明の場合又は其の令書を送達するに著しく多くの日数を要する場合其の他所有者に令書を送達することが著しく困難であると謂ふやうな場合には其の土地又は工作物の占有者に對して之を送達せらるゝことになつて居ります。亦占有者も不明であると謂ふやうな場合に於ては軍機保護上特に支障のある事項でない限り府報に公告せらるゝのであります。尙管理、使用又は收用令書を送達せらるゝことになつて居ります。管理、使用又は收用令書には次の事項が記載してあります。

- 一 當該土地又は工作物の表示
  - 二 管理又は使用の開始時期
  - 三 管理又は使用の期間及請求の基礎となるリタル期間
  - 四 收用の場合ニ在リテハ收用ノ時期
  - 五 補償請求額
  - 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 令第七條第一項ノ規定ニ依ル行爲ニ係ル損失ノ補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該物件ノ表示
  - 二 當該物件ノ移轉ノ時期及場所
  - 三 補償請求ノ事由
  - 四 補償請求額
  - 五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第六條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ受領

又は使用の方法（軍機保護上特に支障ある事項を除く）  
ホ、管理若は使用の時期及期間又は收用の時期  
ハ、臺灣總督に於て當該土地又は工作物の管理、使用又は收用に關し其の職權の一部を委任せられたる場合は其の旨  
ト、其の他必要事項  
其の他管理、使用又は收用の準備の爲官吏が當該土地又は工作物内に立入測量又は検査を爲すことがあり、此の場合には當該官吏は其の身分を證明すべき證據を携帯し、土地又は工作物の所有者又は占有者が不明のときは又は緊急の必要ある場合を除く外原則として豫め立入るべき土地又は工作物及立入るべき日時等の通知があることになつて居ります。

#### 四、管理、使用又は收用の效果

管理、使用又は收用の令書の送達、通知又は公告ありたる後は當該土地又は工作物の所有者及之等の物に付所有權以外の權利を有する者に於て管理、使用又は收用に支障を及ぼす虞れなき場合を除く外臺灣總督の許可を受くるに在らざれば當該土地又は工作物の形質を變更し、取除き其の他其れ等の物の效用を害する如き行爲を爲すことが出来ません。

使用又は收用せらるべき土地又は工作物の所有者及占有者は使用又は收用令書を受領後、其の土地又は工作物の管理、使用又は收用の準備の爲官吏が當該土地又は工作物内に立入測量又は検査を爲すことがあり、此の場合には當該官吏は其の身分を證明すべき證據を携帯し、土地又は工作物の所有者又は占有者が不明のときは又は緊急の必要ある場合を除く外原則として豫め立入るべき土地又は工作物及立入るべき日時等の通知があることになつて居ります。



の時期が到来すれば其の土地又は工作物を引渡さねばなりません。此の場合には受領調書を交付せられます。

尙管理又は使用の場合其の管理權及使用权が管理又は使用の時期に於て政府に歸屬し、管理又は使用に妨げなき權利を除き其の他の權利は當該期間其の行使を停止せられ、收用の場合は收用の時期に於て其の土地は工作物の權利が政府に歸屬し其の他の權利は消滅します。

### 五、損失補償

土地又は家屋其の他の工作物の管理使用又は收用に關する處分に依り生じたる損失は補償を受けることが出来ません。此の場合の補償は管理、使用又は

收用に關する處分に因る通常生ずべき損失の範囲に於て補償せられます。

損失補償を受ける者の範囲は管理、使用又は收用に係る土地又は工作物の所有者又は管理、使用又は收用に係る土地に在る工作物其の他の物件の所有者以上のものに付所有權以外の權利を有する者あるときは其の者等に限りて居ります。

尙損失補償の請求時期に付ては種々な場合がありすが之等に付ては本令及府令に各々詳細なる規定がありますので之に付て調べて戴きたいと思ひます。

尙茲で注意を要することは管理、使用又は收用令書の送達通知又は公告等のある後當該土地又は工作物に付

土地又は工作物ノ管理又は使用ニ因リ從來用ヒタル目的ニ供スルコト著シク困難ナルニ至ルノ事由ニ因リ前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ困難ナルニ至ルノ事由ヲ具スベシ

第十條 令第二十二條ノ規定ニ依ル證票ハ引渡ヲ受クルニ付携帶セシムベキモノニ在リテハ別記第一號様式ニ、立入測量検査又ハ臨檢検査ニ付携帶セシムベキモノニ在リテハ別記第二號様式ニ依ル（様式ハ略ス）

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場事業場使用

#### 收用令施行規則

昭和十五年二月二十二日  
府令第二十二號

第一條 使用又は收用ノ目的タル工場事業場ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ工場事業場使用收用令（以下令ト稱ス）第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ツベシ

一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ

### 別

- 債務者ノ住所及名
  - 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
  - 工場事業場ノ當該權利ノ目的タル部分ノ表示
  - 當該權利ニ依リ擔保セラルル債權ノ額及其ノ履行期
  - 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第二條 令第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各事項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 使用又ハ收用ノ目的タル工場事業場ニ建物其ノ他ノ工作物、機械、器具其ノ他工場事業場ノ用ニ供スル物ヲ設置シ又ハ備付タル必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 當該工場事業場ノ表示
  - 設置シ又ハ備付クベキ建物其ノ他ノ工作物、機械、器具其ノ他工場事業場ノ用ニ供スル物ノ表示
  - 設置又ハ備付ケル必要アル事由
  - 設置又ハ備付ケル場所
  - 設置又ハ備付ケル時期

所有權又は所有權以外の權利を有する者が其の管理使用又は收用に支障を來す如き行爲を臺灣總督の許可を受けず爲したる場合は、損失補償を請求して之を補償して貰へない場合があることとあります。此の點充分留意して置く必要があります。

### 六、残部其の他の收用申請

次の如き場合に於ては當該土地又は工作物の所有者は收用の申請を爲すことが出来ません。

イ、土地又は工作物の一部を收用するに因り其の残部を從來用いたる目的に供すること能はざるとき。

ロ、使用又は收用する土地又は工作物に在る物件の移轉を命ぜられたる

場合其の移轉に因り其の物件を從來用いたる目的に供すること能はざるとき。

ハ、土地又は工作物の管理若は使用が三年以上に亘るとき又は土地若は工作物の管理若は使用に因り從來用ひたる目的に供することが著しく困難なるに至るとき。

### 七、優先買戻

收用せられたる土地又は工作物の全部又は一部が不用に歸したる場合に於て其の收用せられたる時より十年内に拂下げらるゝときは舊所有者又は其の一般承継人は優先的に之を買受けることが出来ません。此の場合に於ては臺灣總督より舊所有者又は其の一般承継人

に對し拂下ぐること及拂下げ價格の通知又は二回に亘る公告がせらるゝことになつて居ります。然し舊所有者又は其の一般承継人が其の通知を受けたる日より二月内又は第二回目の公告ありたる日より六月以内に買戻の通知を爲さざるときは其の権利は消滅します。

### 八、罰則

尙次の如き罰則がありますので充分注意を要します。

イ、土地又は工作物の管理、使用又は收用を拒み妨げ  
又は忌避したる者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金。  
ロ、管理、使用又は收用準備の爲當該官吏が測量又は検査を爲さんとする

を拒み、妨げ又は忌避したる者又は當該官吏が管理、使用又は收用に係る土地又は工作物其の他必要なる場所に臨檢し其の土地又は工作物に關する帳簿書類其の他の物件を検査せんとするを拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金。

★

訂正  
本誌第九十號(本島最近ノ貿易趨勢)財務局金融課トアルハ稅務課ノ誤ニ付訂正ス

- 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項  
使用者ハ收用ノ目的タル工場事業場ニ屬スル建物其ノ他ノ工作物ヲ撤去シ又ハ當該工場事業場ニ備付ケタル機械、器具其ノ他工場事業場ノ用ニ供スル物ニシテ使用者ハ收用ノ目的タルモノノ備付ケラ止ムル必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該工場事業場ノ表示  
撤去シ又ハ備付ケラ止メントスル建物其ノ他ノ工作物、機械、器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ表示
- 三 撤去シ又ハ備付ケラ止ムル必要アル事由
- 四 撤去シ又ハ備付ケラ止メントスル時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項  
使用者ハ收用ノ目的タル工場事業場ノ形質ヲ變更スル必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該工場事業場ノ表示
- 二 一部ニ付形質變更ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ部分ノ表示
- 三 形質變更ノ必要アル事由
- 四 形質變更ノ程度
- 五 形質變更ノ時期

## 工場事業場使用 收用令に就て

### 殖産局商工課

#### 一、本令の趣旨

近代戦は國家總力戦であつて人的及物的資源を戰爭目的に集中運用して國力の最大効果を收むる所謂國家總動員體制を必要とするのである。戰爭目的達成の爲には人的資源の整備を要する事は固より物的資源を確保して軍需の充足を完ふしなければならぬ。

定により必要素材の確保に努めつゝあるのもこの理由に基くのであるが、時局の推移と發展に依り從來の生産方法を以てしては必ずしも所要の軍需を迅速的確に充足し得ない場合が存するのであつて臨時應急の措置として、政府が工場事業場等を徵收し、これを直接その支配下に置き自ら統制運営して生産力の擴充を圖る必要が生じて來たのである。

- 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項  
使用者ハ收用ノ目的タル工場事業場ヲ讓渡シ、賃貸シ、質權又ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該工場事業場ニ關シ新ナル處分ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一 當該工場事業場ノ表示
  - 二 一部ニ付讓渡、賃貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ部分ノ表示
  - 三 讓渡、賃貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ必要アル事由
  - 四 讓受人、賃借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ因リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所及名
  - 五 讓渡、賃貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
  - 六 讓渡、賃貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ内容
  - 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第三條 令第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル報

舊勅、勅令第九百一號を以て制定公布された國家總動員法第十三條第一項及び第二項に基く工場事業場使用收用令は右の趣旨に基くものであつて軍用に供する物資其他、總動員物資の生産修理を爲す工場事業場又はこれに轉用する事を得る施設につき、その使用又は收用を爲し、従業者を供用させ及び特許發明又は登録實用新案の實施をなし、以て現存施設を最も迅速且つ適切有効に利用して、軍需品等の生産力擴充を圖らんとするものである。この勅令の實施手續である施行細則は二月二十二日府令第二十二號を以て公布施行されたのである。

## 二、工場事業場の使用收用

(1) 使用收用の當事者 使用收用者は政府(臺灣總督、軍機保護上特に必要ある工場事業場等の使用收用に關しては陸軍大臣又は海軍大臣)である。その被使用收用者は使用又は收用の目的たる工場事業場の所有者である。(第三條・第三十三條・法第十三條)

(2) 使用收用の手續 行政官廳が使用收用を爲さうとする時は、内閣總理大臣に協議して、被使用收用者に對して使用令書又は收用令書を送達するのである。所有者が知れない場合、送達に著しい日時を要する場合、その他所有者に送達する事が著しく困難な場合には權限に基き當該工場事業場を占有する者(これを管理者と稱してある)に對し送達し、又當該工場事業場につき

一八

告書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ  
使用又ハ收用ノ目的タル工場事業場ニ付讓渡、貸借其ノ他ノ事由ニ因リ他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル場合ニ於テハ報告書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該工場事業場ノ表示
- 二 一部ニ付他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ部分ノ表示
- 三 他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル事由及其ノ事由ノ生ジタル時期
- 四 他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
- 五 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所及名
- 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

使用又ハ收用ノ目的タル工場事業場ニ付讓渡、貸借其ノ他ニ付得ザル事由ニ因リ使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザルニ至リタル場合ニ於テハ報告書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該工場事業場ノ表示
- 二 一部ニ付使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル場合ニ於テハ其ノ部分ノ表示
- 三 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他使

權利を有する者にその旨を通知し、軍機保護上特に支障ある事項を除き總督府「府報」に公告する事に定めてある。(第二條・第三條)

(3) 使用・收用の效果 使用又は收用と謂ふのは何れも經營者を排除して政府自ら施設の運営に當るもので、使用の場合に於ては、政府が工場又は事業場の使用權を取得し、その使用を妨ぐる限度に於て他の權利はその行使を停止せられる。收用の場合に於ては政府が施設の所有權を取得し、他の權利は消滅するのである。(第十八條)

使用又は收用即ち徵收の效果が完成する時期は令書に記載された時期であつて、この時から政府は工場事業場の使用權又は所有權を取得し、被徵收者

は令書に記載せられた範圍に於て目的物を引渡さなければならぬ。この際假令強制執行手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續進行中と雖も引渡を妨ぐることは出来ない。(第九條)そして直接目的物の引渡を受ける者は政府の命を受けた官吏(その身分を示す證書を携帯してある)であつて引渡完了と同時に受領證書(土地調書、建物調書及び設備調書に分れてある)を作成し、これを被徵收者に交付する。この證書を作成するに當つては已むを得ない場合の外、被徵收者を立會はせ、官吏と共にこれに記名捺印させることになつてゐる。(第十條施行規則第四條)

(4) 所有者並に管理者の行爲制限及び報告義務 工場事業場の使用收用が成

用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況

- 四 滅失・毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事情
- 五 滅失・毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期
- 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第四條 當該官吏令第十一條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ當該工場事業場ノ所有者又ハ管理者ヲ立會ハシムベシ但シ已ムラ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 受領證書ハ土地調書、建物調書及設備調書ニ分チ夫々所有者別毎ニ之ヲ三通(管理者ノミニ交トスベキ場合ニ於テハ二通)作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ

土地調書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 受領官姓名
- 二 使用又ハ收用ノ目的タル土地ノ所有者ノ住所及名
- 三 使用又ハ收用ノ目的タル土地ノ所在、地番及甲數

一九

立して権利が確定する時は被徴収者は使用又は収用に支障を及ぼす虞ある目的物に關する権利の處分、形質の變更その他規定されてゐる行為は許可を受けた場合の外これを禁止せられ、讓渡、賃貸その他の事由に因り所有者又は管理者の變更があつた場合、また滅失、毀損その他、已むを得ない事由に因り使用者は収用に應じ得なくなつた場合は遅滞なくこれを政府に報告する事を要する。(第六條第七條)

(5) 令書送達後の不徴収 令書送達後當該工場事業場が使用されず、又は収用されないと決定した時は所有者又は管理者にその旨を通知するのであるがこの通知は所有者又は管理者に令書の送達を以て行はれるのである。

(6) 工場事業場の返還 工場事業場の使用期間満了し、又はその全部若は一部の使用を廢止する時は政府は返還通知書を所有者に送達しこれを返還する。然し所有者が知れず又は所有者に通知書を送達する事が著しく困難な場合は總督府、府報に公告することに定めてある。(第二十一條)

三、從業者の供用

從業者の供用と謂ふのは事業主に當該工場、事業場に屬する從業者を提供せしむる事である。前述の如く工場事業場の施設を使用又は収用する場合に、當該施設の物的設備でなく施設に屬する從業者をも併せて使用する事

- 四 同一ノ地番ニ屬スル土地ノ一部ヲ使用又ハ収用ノ目的タル場合ニ於テハ其ノ目的タル部分ヲ表示
- 五 調査ヲ作成シタル年月日
- 六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該土地ニ關シ臺灣總督又ハ令第三十條第一項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 一 建物調査ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一 受領官廳名
  - 二 使用又ハ収用ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ノ住所及名
  - 三 使用又ハ収用ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物ノ所在及地番
  - 四 使用又ハ収用ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物ノ種類、構造及雜作ノ概要並ニ建物ニ在リテハ建坪數及延坪數其ノ他ノ工作物ニ在リテハ面積又ハ規模
  - 五 調査ヲ作成シタル年月日
  - 六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該建物其ノ他ノ工作物ニ關シ臺灣總督又ハ令第三十條第一項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項

が必要且つ便宜の場合が存するのであるから、政府は供用令書を當該工場事業場の事業主に送達して必要と認むる從業者に就業を要請するのである。そして供用させる事を要する從業者の職種及び員數は令書に記載される。(第十二條)

四、特許發明又は登録實用新案の實施

工場事業場の使用収用を行ふ場合、當該施設に於て現に實施中の特許發明又は登録實用新案の権利を行ひ得ないとすれば其の目的を達し得ないから、政府はこれ等の権利の實施を必要とする場合がある。然し、この爲には單に實施を行ひ得れば足り、これ等の権利

逆を取上げる必要はないからこの場合は實施のみに限つて行ふのである。政府が特許發明又は登録實用新案を實施しようとする時は實施の決定を爲し、決定書の謄本を特許權者又は實用新案權者及び特許發明又は登録實用新案の實施權者に送達し同時に特許局に實施權設定の登録を囑託する。(第十四條第十五條) またこれ等の權利者にその旨を通知し且つ軍機保護上特に支障ある場合を除き總督府、府報、及び特許公報又は實用新案公報に公告する事に定めてゐる。(第十六條) 政府がこれ等の權利を實施する必要がなくなつた場合は權利者にその旨を通知し特許局に實施權抹消の登録を囑託するのである。(第十七條)

- 一 受領官廳名
  - 二 使用又ハ収用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ所有者ノ住所及名
  - 三 使用又ハ収用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ種類及數量並ニ名稱、型式、寸度、能力其ノ他其ノ物ヲ表示スルニ足ル事項
  - 四 使用又ハ収用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ備附ケノ場所
  - 五 調査ヲ作成シタル年月日
  - 六 前各號ニ掲グル事項ノ外使用又ハ収用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ニ關シ臺灣總督又ハ令第三十條第一項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第六條 令第十九條ノ規定ニ依ル報

五、損失補償

(1) 補償の範囲及び補償を受ける者
事業場につき、所有権其の他の権利を有したものが使用の處分に因り受けるべき損失。
(ロ) 工場事業場の収用に因る場合は、令書送達の時から収用の時期迄の間に、その範囲は事實上の損失を謂ふのでなく、本令に於て認められた損失を謂ふのであつて、それは通常受けるべき損失とせられてゐる。そして通常受けるべき損失と謂ふのは被徴収者の特別の事情を考慮すること無く一般的客觀的標準に依つて定められる。而してこの補償を受ける権利者は徴収の態様に因つて定められてゐる。即ち
(イ) 工場事業場の使用に因る場合は、令書送達の時から返還通知書又は公告返還時期迄の間に使用の目的たる工場

告ニハ工場事業場ノ使用開始後當該工場事業場ノ所有者ト爲リタルコトノ證據ヲ具スベシ
第七條 令第二十一條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證據ヲ具シタル返還請求ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

第八條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ工場事業場ノ収用ノ場合ニ在リテハ収用(令第八條ノ規定ニ依リ収用セザルコトノ決定アリタルトキハ其ノ決定)ノ後一年以内ニ、工場事業場ノ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止(令第八條ノ規定ニ依リ使用セザルコトノ決定アリタルトキハ其ノ決定)ノ後、特許發明又ハ登錄實用新案ノ實施ノ開始ノ後、從業者ノ供用ノ場合ニ在リテハ供用ノ後各六月以内ニ損失補償請求書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
工場事業場ノ使用ノ場合ニ於テ使用ノ期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間満了後六月以内之ニ

(第二十四條・法第二十七條・第二十九條)

(2) 補償請求の時期 補償権利者が補償の請求を爲し得る時期は

(イ) 使用の場合は使用期間が満了し又は使用が廢止(使用せざる事の決定のあつた時はその決定)された後六月以内に。

(ロ) 収用の場合は収用(収用せざる事)の決定のあつた時はその決定)の後一年以内に。

(ハ) 從業者の供用の場合は供用の後六月以内に

(ニ) 特許發明又は登録實用新案の實施の場合には實施が開始された後、六月以内に損失補償請求書を政府に提出する事を要する。

(第二十四條・施行規則第八條)

そして使用の場合に於て使用期間一年を越ゆるものであるときは、一年又はその端數の期間毎に分割して損失補償請求書を提出する事を得るけれどもこの場合請求書は當該期間満了後六月以内に提出することを要する。

(施行規則第八條)

(3) 補償請求の手續 右の損失補償請求書を提出するときは更に損失補償額算出明細書を添附する外受領證書の交付又はその謄本の送達を受けた場合のときはその寫、その他政府の必要と認むる書類を提出すべき旨を定めてゐる。(施行規則第十條)

六、擴張 収用

工場事業場の一部を収用されるに因

ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
第九條 損失補償請求書ニハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載スベシ

- 一 工場事業場ノ使用又ハ収用ノ處分ニ因ル損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 使用又ハ収用ノ目的タル工場事業場ノ表示
二 使用ノ場合ニ在リテハ令第八條ノ規定ニ依リ使用セザルコトノ決定ノ時期、又ハ使用開始ノ時期使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間収用ノ場合ニ在リテハ令第八條ノ規定ニ依リ収用セザルコトノ決定ノ時期又ハ収用ノ時期
三 補償請求額
四 補償請求ノ事由
五 其ノ他必要ト認ムル事項
特許發明又ハ登録實用新案ノ實施ニ因ル損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 特許番號又ハ登録番號及發明又ハ實用新案ノ名稱
二 補償請求ノ事由
三 補償請求額
四 補償請求ノ事由
五 其ノ他必要ト認ムル事項

り残部を従来用ひた目的に供する事の出来ない場合、並にその使用が三年以上互るとき又は使用に因り従来用ひた目的に供することが著く困難になつた時は所有者は全部の收用を請求する事が出来る。しかし收用の時期より起算して一箇月以内の事由を具し、政府に請求する事を要する。この請求権は被收用者の利益の爲にみとめられるものであつて、被收用者がこの権利を行使する時は收用されるべき目的物全部につき完全な補償を受け一層有利な取扱を受けることが出来るのである。

(第二十六條、第二十七條施行規則第十一條)

**七、優先買受權**

政府が必要ありと認めて一旦收した

二四  
 従業者ノ供用ニ因ル損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一 供用ノ時期及供用ノ期間アルトキハ其ノ期間  
 二 補償請求ノ事由  
 三 補償請求額  
 四 其ノ他必要ト認ムル事項  
 第十條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ受領調書ノ交付又ハ其ノ謄本ノ送達ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添附スルコトヲ要ス  
 前項ノ添附書類ノ外臺灣總督ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ  
 第十一條 令第二十六條ノ規定ニ依ル收用ノ請求ハ殘部ヲ従来用ヒタル目的ニ供スルコト能ハザル事由ヲ具シ遅クモ收用ノ時期ヨリ起算シ一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲スベシ  
 前項ノ請求ハ殘部ニ係ル損失ニ付補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ  
 第十二條 令第二十七條ノ規定ニ依ル收用ノ請求ハ令第三條ノ規定ニ依ル令書ノ送達アリタル後遅クとも一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲スベシ

に買受の通知をなさない時はその権利を失ふ旨規定してゐる。(第二十八條、法第十五條)優先買受權者の買受價格即ち拂下の價格は補償價格と爲すことなく國家總動員法第二十九條に依り總動員補償委員會の議を経て、政府がこれを定め優先買受權者に通知せられるのである。

**八、報告、臨檢、検査及び罰則**

政府は使用收用しようとする工場事業場又は實施しようとする特許發明又は登録實用新案に關し必要な場合は報告を徴し、官吏を工場事業場に派し臨檢し、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査する事が出来る。そして臨

工場事業場ノ使用ニ因リ従来用ヒタル目的ニ供スルコト著ク困難ナルニ至ルノ事由ニ因リ前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ困難ナルニ至ルノ事由ヲ具スベシ  
 第十三條 令第二十九條第二項又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ引渡ヲ受クルニ付携帶セシムベキ證票ハ別記第二號様式ニ依ル(様式ハ略ス)  
 令第二十九條第二項又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ニ付携帶セシムベキ證票ハ別記第二號様式ニ依ル(様式ハ略ス)  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**陸運統制令施行規則**

昭和十五年三月二十七日  
 附則  
 第一條 陸運統制令(以下ハト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル令書ハ告示シ又ハ令書ヲ送シテ之ヲ爲ス  
 陸上運送事業者前項ノ令書ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ要旨ヲ令書ヲ以テ指定スル荷送人、荷受人

要なるものであつて、本令の發動され、て政府の統制に從ひ戰時國策に協力せる場合國民は充分な認識と理解とを以られん事を望んでやまない。

## 陸運統制令の實施に就て

### 鐵道部運輸課

#### ○まへがき

本年一月三十一日勅令第三七號を以て陸運統制令が公布せられ二月二十五日から施行せらるゝこととなつたが、本令は國家總動員法に基くもので當然吾が臺灣にも適用されるので、之が施行規則に就て折角準備中の處々々三月十三日府令第二八號を以つて公布せらる。

#### ○制定の趣旨

支那事變を機として鐵道の貨物輸送は頗る繁劇を加へて來た。當局に於ては之が輸送對策として一

れ即日實施されることとなつたのである。以下本令並に施行規則に就て其の大意を説明することとする。

方に於ては線路及車輛の増備に依る輸送力の擴充を圖ると共に、他方に於ては輸送能力を極度に昂せしむる爲、あらゆる方策を講じ以て生産力の擴充國民生活の安定に善處して來たのである。

然るに最近に於ける物資の移動は益益増加の傾向にあるばかりでなく今日の如く物資の需給關係が逼迫して來ると鐵道輸送は愈々困難となつて來るのである。

そこで國有鐵道は勿論、其の他の陸上運送事業者、或は之等の輸送機關を利用する一般荷主に對しても、現時局下に於ては輸送は公器である。輸送に協力することが一の公的義務であるとす。觀念を以て對處して貰はなくては

#### 陸運統制令(以下單に令と稱す)第一

#### ○内容

- 第二條 令第三條ノ規定ニ依ル命令ハ交通局長ニ於テ國有鐵道又ハ私設鐵道ノ驛ニ所在スル貨物ニ付左ノ事項ヲ記載セル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス
- 一 引取ヲ爲スベキ貨物ノ表示
- 二 引取ヲ爲スベキ期日又ハ期間
- 三 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル總動員物資ヲ指定スルコト左ノ如シ
- 一 米、砂糖、鹽、砂利、セメン、木材、石炭、揮發油、重油、酒精、肥料
- 二 前號ノ物資以外ノモノニシテ臺灣總督特ニ必要アリト認メ告示シタルモノ
- 第四條 令第四條ノ出賃者ハ前條ニ定ムル貨物ヲ國有鐵道又ハ之ト連絡運輸ヲ爲ス私設鐵道ニ託送(小運送業者ヲ介シ託送スル場合ヲ含ム以下同ジ)セントスルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ當ラズルモノニシテ一 當該貨物ニ付從前ノ一定期間内ニ於テ一定數量以上ノ託送ノ實際アリタルモノ
- 二 前號ノモノ以外ノモノニシテ當該貨物ニ付一定期間内ニ一

條は本令の淵源を示した條文である。  
 輸送力と輸送量とが喰ひ違つてゐる際、限られた輸送力を如何に輸送量に配分するか、それが即ち輸送統制であるが、其輸送力の配分といふことは抽象的な表現で、これを國家總動員法に準據して具體的な表現をすれば「車輛其ノ他ノ陸上ニ於ケル輸送用物資ノ使用」に關することになるのである。  
 この輸送統制と運送事業者間に於ける統制協定とに就て必要な命令を本令の規定するところに依つて發すること出来るのである。  
 令第二條から第五條までが此の統制の中心であるが、これ等を通じて一貫して流れてゐる根本目的は、總動員物資の輸送を確保するといふことである。  
 この總動員物資とは國家總動員法第二條に定められてゐる物資で、軍用物資は勿論のこと、石炭、セメント等の生産力擴充物資、米、砂糖、肥料等の生活必需品關係の重要物資を意味してゐる譯である。本令に基く命令は總じて必要な時にのみ發せられるのである。  
 令第二條は陸上運送事業者に對する運送に關する命令を規定した條文で、この陸上運送事業者とは私設鐵道及小運送業の事業を行ふもの等を意味してゐる。  
 これ等の事業者に對して、貨物の種類とか運送の區間とかに依つて運送の引受を制限する、例へば輸送上の隘路

ル指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シタル出貨者ハ毎月十日迄ニ當該貨物ノ前月中ニ於ケル託送數量ヲ託送シタル日ノ算長ヲ經由シ交通局長ニ對シ書面ヲ以テ報告スベシ  
 第十條 出貨者ハムコトヲ得ザル事由ニ因リ令第四條第二項ノ指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シ得ザルコト豫メ明カニナリシトキハ運送ナク其ノ旨ヲ託送ヲ爲スベキ際ノ算長ヲ經由シ交通局長ニ對シ報告スベシ  
 第十一條 陸上運送事業者令第五條ノ規定ニ依リ命令ニ依リ統制協定ヲ設定シ又ハ變更シタルトキハ左ノ事項ヲ運送ナク交通局長ヲ經由シ交通局長ニ對シ報告スベシ  
 一 設定シ又ハ變更シタル協定ノ内容  
 二 設定シ又ハ變更シタル協定實施ノ年月日  
 三 其ノ他必要ト認ムル事項  
 第十二條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ別記様式ニ依リ(様式ハ略ス)  
 第十三條 令第六條第一項ニ定ムル臺灣總督ノ職權ハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外交通局長之ヲ行フコトヲ得  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

に無制限に貨物が發到すると、急送を要する物資の輸送に障害を來すので運送の引受の制限を命ずるとか、或は貨物運送の順序を指定し、石炭、米の如き貨物の優先輸送を命ずるとか、又狹隘な驛の構内を極力能率化して荷捌きを早め貨車の運用効率を昂上させる爲に、貨物の受取や引渡に關する制限を命ずるとかといふやうなことも考へられるのである。  
 何れにせよ國有鐵道が行ふ輸送統制をこれと連絡運輸をしてゐる私設鐵道又は其の前後に隨伴する小運送業者に一致協力して貰ふ場合に發令されるのが普通であると思ふ。  
 併してこの命令は總督が告示するか又は告示を不適當と認められるも

貨物の引取を爲すべき者が、引取期間内に引取をしなかつたときは、これが引取を強制し得ることとしたのである。  
 この命令は交通局長が國有鐵道又は私設鐵道の驛に在る貨物に付て引取を爲すべき貨物の種類及數量、引取を爲すべき期日又は期間、指定期日内に引取をしなかつたときは行政執行法第五條第一項第一號に依る處分を爲すことがあると謂ふ様なことを書面を以て通知するのである。  
 (規則第二條)  
 令第四條は託送申告と託送命令とを規定した條文である。  
 米、砂糖、石炭、肥料等は鐵道の大量貨物であるばかりでなく、國家



的にも亦極めて重要な物資である。従つて之が輸送を的確に行ふことの必要であることは言を俟たないところ、若しこれ等の貨物が無計画に随時鐵道に出貨して來ると、その輸送の爲に非常な手配を必要とし、其の爲に輸送能率が低下して一般貨物が犠牲となる虞がある。

依つてこうした大量貨物に對しては常に輸送計畫を樹て配車に出貨を一致させることに依つて初めて的確な而も限りある輸送力を、最大限度に活用することが出来るのである。之を鐵道では計畫輸送と言つてゐるが、この計畫輸送の分野が廣くなればなる程輸送能率は増進し、物資の需給の調整も出来るのである。

こゝにいふ理由から總督の指定する總動員物資即ち米、砂糖、鹽、砂利、セメント、木材、石炭、揮發油、重油、酒精、肥料其の他特に必要と認め告示したもの等を一定數量以上鐵道輸送の豫定を有する出貨者から託送申告を出させて、これに基いて配車計畫を樹て託送命令を出すことが出来る様にしたのである。

これは命令と謂ふより寧ろ出貨者に協力を求めるといふ方が適切であるが然し輸送が公器であるといふ考へ方から、一應は已むことを得ない事由がある外は託送の義務をもつこととして、斯る重要物資の生産者なり配給者に責任を感じて貰ふことにしたのである。

然して出貨者（小運送業者を介し託送する者を含む）の範圍を定むる託送數量の標準は貨物の種類又は託送の區域に應じて總督が之を告示することになつてゐる。

又前述の貨物の託送に關して必要な事項の申告を爲さしめ様とするときは其の旨並に申告を爲すべき事項及申告を爲すべき期限をこれ又總督が告示するのである。

此の告示に依つて出貨者は申告すべき事項を當該貨物を託送すべき驛の驛長を經由して交通局總長に書面を以つて申告しなければならぬ。若し申告した事項に變更を生じたときは出貨者は遅滞なく其の變更した事項を右同様申告しなければならぬ

いのである。

前述の申告に基き出貨者に託送を命ずるときは交通局總長に於て、其の託送の期日又は期間、數量等を書面を以て通知するのである。この場合出貨者は已むことを得ない事由のある外は其の指定に従つて貨物の託送を爲すべき義務があるのである。

右に依つて貨物を託送した出貨者は毎月十日迄に、當該貨物の前月中旬に於ける託送數量を託送した驛の驛長を經由して交通局總長に書面を以て報告しなければならぬ。

又已むことを得ない事由に因つて指定通り貨物の託送が出来ないことが豫め明かになつたときは遅滞なく前同様の順序を経て書面を以て報告

しなければならぬのである。

（規則第三、四、五、六、七、九、十條）  
令第五條は陸上運送事業者間の統制協定に關する命令を規定した條文である。

輸送能率を向上させるには單に個々の事業に於て必要なばかりでなく、數箇の同種又は異種の運送事業を通じても必要なことである。この意味に於て各種の運送事業者に對して設備の共用なり、連絡運輸なりの事項に付ての統制協定の設定、變更、取消を命ずることが出来ることにし、これに依つて一層輸送の圓滑を圖ることが肝要である。

然してこの統制協定の設定又は變更は總督が陸上運送事業者を指定し

たり又は地域及業種を指定して之を命ずるのである。

陸上運送事業者がこの命令に依つて統制協定を設定又は變更したときは、設定又は變更した協定實施の年月日其の他必要と認むる事項を遅滞なく交通局總長を經由して總督に届出なければならぬのである。（規則第八、十一條）

令第六條は報告及臨檢検査、令第七條は職權委任、令第八條は外地施行に關する規定で別に説明の要はないと思ふ。（規則第十二、十三條）

○罰則

本令並に施行規則に依る命令に違反したときは當然國家總動員法の罰則が適用されることとなる。即ち令第二條乃至第四條に依る命令に違反した者は三年以下の懲役又は五千圓



統後生活則

以下の罰金、令第五條に依る命令に違反した者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金、令第六條に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲した者は千圓以下の罰金又當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるのである。

〇むすび

以上で陸運統制並に同施行規則の大體を説明したのであるが、之を要するに現時局下にあつて限られた輸送能力を最も能率的に而かも國家目的に合致する様に運用して行くのが本意であつて、徒らに罰則を適用して強制制限するものでないから、之が實際の發動に當つては諸般の情勢を考慮し本令制定の趣旨達成を期したいと思つてゐる次第である。

生活態度

- △舉つて早起宮城遙拜
- △皇軍將士に感謝の默禱
- △非常時生活簡素第一
- △一人一人が統とる心
- △天物尊重資源を愛護
- △すべての物は生かして使へ
- △一週一回克己日設定
- △小さいことでも必ず實行
- △一億一心國策順應
- △生活費を切下げ貯蓄の勵行
- △食の生活
- △白米やめて玄米
- △白米よりは雑穀(麥、粟、稗等よろし)
- △獸肉よりは魚肉、鰯より鯖
- △副食物は肉一、豆一、野菜四
- △腹八分目に良く噛んで
- △空地荒地も努めて利用
- △家具や什器もこの際整理
- △燃料は品質と用具と使ひやう
- △衣の生活
- △夏冬二種類その他は替澤
- △儀禮章ですませよ吉凶共に
- △衣裳はこの際新調見合せ

社交生活

- △宴會改善、なるなら全廢
- △手土産禁止、お返し廢止
- △訪問時間は短くすませ
- △茶葉や食事は出さぬ原則
- △誠意の籠らぬ贈答全廢
- △年收二割で改善結婚
- △葬儀は努めて簡素嚴肅
- △香典返しや山菓子廢止
- △保健生活
- △戦地思つて節酒節煙
- △砂糖を減らして健康増進
- △金をかけない娛樂の工夫
- △その他
- △家計簿備へて豫算生活
- △集會必ず時間の勵行
- △買溜の濫費は國策違反

昭和十五年三月十九日印刷 (月三回發行)  
昭和十五年三月廿一日發行

編輯者 臺灣總督府臨時情報部  
印刷所 小塚本店印刷工場



# 奉祝皇紀二千六百年

簡易保險 郵便年金

— 本書の大きさは 国定規格 A5 列 —

郵報

昭和十五年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十五年三月二十一日發行

(毎月一日、十一日)

第九十二號